

自賠責保険と任意保険

	自賠責保険	任意保険
加入の有無	義務	任意
性質	交通事故による被害にあわれた方やそのご家族の方の保護を図る目的で、車1台ごとに加入	自賠責保険では補いきれない損害補償を賠償する保険
対象	人身損害のみ	人身損害と物損
支払限度額	○死亡3,000万円 ○傷害120万円 ○後遺障害75万円 ～4,000万円	保険契約の限度額までの補償

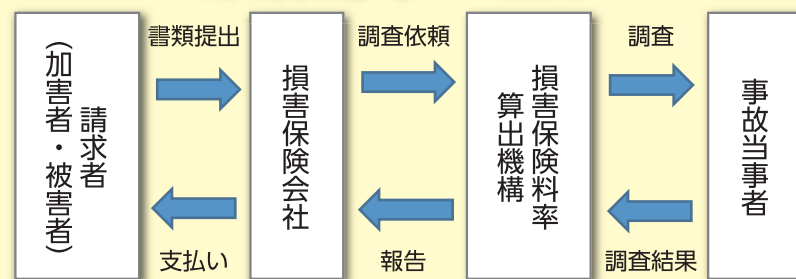
自動車損害賠償補償事業の概要

次のような人身事故の被害にあわれた場合、自賠責保険（自賠責共済）から救済が受けられないことがあります。このような場合、国が損害のてん補を行う制度（政府の補償事業）があります。

- ひき逃げの被害にあい、相手が判明しない。
- 事故を起こした相手が自賠責保険に加入していない。
- 事故を起こした相手の車が盗難車で自賠責保険が使えない。

保険金の請求は、損害保険会社又は責任共済事業を行う各協同組合で受け付けています。必要な書類など詳しいことは保険会社などにお尋ねください。

保険請求の流れ



各種相談窓口

千葉県交通事故相談所	県や市役所及び町村役場において交通事故の相談を行っています。	本所（県庁本庁舎2階） 043-223-2264 東葛飾支所 047-368-8000 安房支所 0470-22-7132
千葉地方検察庁	被害者ホットライン	043-221-2065
公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター【千葉 CVS】	付添い支援やカウンセリング等	043-225-5450
公益財団法人日弁連交通事故相談センター 千葉相談所	担当弁護士が交通事故についての法律的な相談のほか、示談の斡旋など様々な相談を行っています。	043-227-8530
公益財団法人交通事故紛争処理センター 東京本部	弁護士や法律の専門家による交通事故の相談・和解の斡旋、審査を行います。	03-3346-1756
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽDRセンター東京	損害保険に関する一般的な相談や自動車保険の保険請求に関する質問を受け付けています。	ナビダイヤル全国共通 0570-022808 (有料通話) PHS・IP 電話 03-4332-5241
損害保険料率算出機構自賠責損害調査センター	自賠責保険への請求に関する一般的な相談や損害賠償に関する質問を受け付けています。	0120-9-11281
公益財団法人千葉県交通安全協会千葉県交通安全活動推進センター	交通事故に関する相談	043-271-8481
独立行政法人自動車事故対策機構 NASVA（ナスバ）	全国の交通事故被害者及びその家族を対象とした総合的な電話相談窓口が開設されています。 1 各種相談機関の窓口紹介 2 各種サービス案内 ①交通遺児への支援 ②介護料の支給等 ③医療施設の運営	ホットライン 0570-000738 本部 03-5608-7560 千葉支所 043-350-1730
公益財団法人交通遺児等育成基金	交通事故で亡くなられた方の残されたお子様（満16歳未満）が損害保険会社などから支払われる損害賠償金等の中から、拠出金を交通遺児育成基金に払い込んで加入すると、これに国や民間から援助金を加えて安全・確実に運用し、お子様が満19歳に達するまで育成給付金が支給されます。	03-5212-4511 フリーダイヤル 0120-16-3611
公益財団法人交通遺児育英会	保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害のため働けなくなった家庭の高校生以上の生徒・学生に奨学金を無利子で貸与して進学援助を行い、社会に有用な人材を育成します。	03-3556-0773 フリーダイヤル 0120-521286
一般財団法人道路厚生会	東日本・中日本・西日本高速道路（株）が管理する道路における交通事故により亡くなられた方のお子様で、経済的理由から修学が困難な高校生等に返済の必要のない「修学資金」の給付を行っています。修学資金の給付を受けて高等学校等を卒業したお子様には、「卒業祝金」を給付します。なお、他の団体等から奨学金や一時金の貸付・給付を受けている場合でも給付しています。	03-6674-1761
日本司法支援センター（法テラス）	交通事故の被害者等で、経済的に余裕のない方が、問題解決のために弁護士等への依頼を必要とする場合に、弁護士費用などを立替える民事法律扶助事業を行っています。（一定の収入要件あり）	0570-078374
一般社団法人交通事故被害者家族ネットワーク	交通事故被害者としての経験を活かした生活支援や交通事故に関する相談等	0120-05-1575



交通事故被害にあわれた方へ

交通事故の被害にあわれた方は、直接的な被害にとどまらず、その後も予想をしないような精神的ショック、身体の不調、治療や失職、転居などによる経済的困窮、SNSやマスコミ等による精神的な二次被害などが発生することがあります。

この被害者の手引は、被害にあわれた方やご家族の方に

- 警察の捜査や裁判はどのように進み、犯人はどのような手続きで処罰されるのか。
- 警察が捜査のためにどのようなご協力をお願いするのか。
- 被害にあわれた方が利用できる制度にはどのようなものがあるのか。

といったことを、分かりやすくお知らせするためのものです。

回復への道のりは人それぞれです。

まずは、やりたいことやできそうなことをしてゆっくりと過ごしましょう。

安心できる場所で信頼できる人と一緒に過ごすことは回復の過程でとても大切です。

できることから少しずつやってみましょう。

この被害者の手引が、みなさんが再び平穏な暮らしを取り戻すための手助けになればと思います。

千葉県警察
犯罪被害者支援ホームページ

www.police.pref.chiba.jp/keimuka/orders_forVictim.html



交通事故にあうと...



心身の回復のために...



だれかに話を聞いてもらいたいと思ったら...

千葉県警察犯罪被害カウンセラーチーム

別名「Active Counselor Team」通称ACT(アクト)といい、犯罪被害にあった被害者の方やそのご家族、ご遺族へのカウンセリングを行う、公認心理師をはじめとする被害者支援の知識を有する警察職員のチームです。

043-201-0110 (内線2706)

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター (千葉CVS)

千葉県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に認定された民間団体です。病院や警察、裁判所への付添い支援も行っており、長期的な支援が受けられます。

043-225-5450 月～金 10:00～16:00 土日祝日、年末年始除く

事件捜査の流れ

行政処分の流れ

被害者の方々に ご協力して頂くこと

利用できる 各種制度

